

立川市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 19 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 31 条の規定による。

立川市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

立川市職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年立川市条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。<u>以下「法」という。</u>）第31条の規定に基づき、立川市職員のサービスの宣誓に関し、規定することを目的とする。</p> <p>(職員のサービスの宣誓)</p> <p>第2条 ……略……</p> <p><u>2 法第22条の2第1項に規定する職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。</u></p> | <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第31条の規定に基づき、立川市職員のサービスの宣誓に関し、規定することを目的とする。</p> <p>(職員のサービスの宣誓)</p> <p>第2条 ……略……</p> |

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。